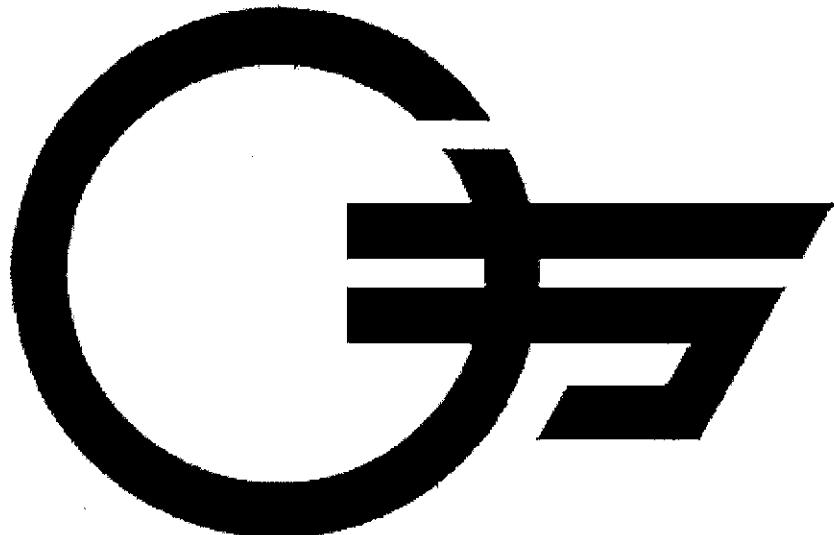


那珂市消防団活動

マニュアル



令和4年4月1日

項 目

第1節 総則

1はじめに	2
-------	---

第2節 平常時の対策

1家庭内において	3
2消防団組織について	4
3消防団活動について	7
4予防計画	8
5技術計画	9
6訓練計画	11
7教育計画	12

第3節 出場時の対策

1消防団の出場について	13
-------------	----

第4節 火災出場

1出場基準	14
2火災防ぎよ活動	19

第5節 地震対応

1消防団活動と団員の心得等	23
2情報伝達手段の多様化	25
3指揮命令系統による伝達体制の整備	26
4各隊への双方向の情報伝達の確保	26
5参考基準	26

第6節 土砂・水災害対応

1土砂災害対応	31
2水害対応	34

第7節 安全確保対策

1災害現場における安全管理の基本	41
2事前・事後対策と行動原則	41

第8節 地域の各種組織と消防団の連携

1他の消防組織との関係	43
-------------	----

様 式

出動者報告書	44
入団者届出書	45
退団願	47
日常点検記録簿	49
消防自動車運行日誌	50

第1節 総則

1はじめに

(1) 基本的な考え方

消防団の任務は、市民の生命、身体及び財産を、火災から保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減することである。しかしながら、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、活動の基軸となる多くの消防団員が犠牲となり、拠点となる施設、車両等を含めた資機材も大きな被害を受けた自治体がある。

本マニュアルは、従来の火災などの対応を明文化するとともに東日本大震災の悲劇を教訓とし、すべての消防団員が「自分の命、家族の命を守ることを最優先とした行動を原則としたうえで、組織としての活動を地域の実情にあった形で明確に示すことにより、現有する消防力を最大限に發揮させることを目的としたものである。

なお、災害は必ずしも予測されたように展開するものではなく、消防本部・市役所など関係機関と緊密に連携し、隨時見直しを行い、実効性を高めていくものである。

(2) 消防団員の身分

地方公務員法及び消防組織法に規定された、非常勤特別職地方公務員である。

したがって、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、勤務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

また、組織の一員として節度のある行動をとり、法律を順守して、他の模範となれるよう努めるものとする。

消防団員には、年間の活動に対して団員報酬が支払われるほか、5年以上勤務された方には、退職報奨金が支給される。また福祉共済制度に加入されるため、公務中はもちろん、公務外でも万が一死亡や高度障害、入院の場合には給付金・見舞金が支給される。

第2節 平常時の対応

1 家庭内において

(1) 日頃の備え

消防団員には、自身の家族等が災害に対応できるように日頃から備蓄等、災害に備えておくとともに、非常時における家族等の集合場所や連絡手段を確認しておく。

- ① 非常持出品・常時備蓄品を準備しておく。(参考品目)

ア 緊急避難用品

懐中電灯、スリッパ、ホイッスル、携帯電話 等

イ 非常持出品

ラジオ、貴重品(現金等)、350～500mlペットボトル(水分) 等

ウ 常時備蓄品

懐中電灯(大型のもの)、ポリタンク、カセットコンロ、常備薬、予備電池、最低3日分できれば1週間分、食糧・水等

- ② 大型家具(タンス類、冷蔵庫、テレビ等)の固定をしておく。

- ③ 廊下や階段の整理整頓をしておく。

- ④ 家屋の耐震診断を実施し、必要に応じて補強しておく。

- ⑤ 必要に応じ、ガラスの飛散防止対策をしておく。

- ⑥ ハザードマップを確認し、市内の危険ヶ所、災害ごとの指定緊急避難場所、指定避難場所を把握しておく。

- ⑦ 家族の所在を常に明確にしておき、非常時の集合場所、連絡手段を確認しておく。

- ⑧ 簡単な防災資機材を整備し、取扱訓練をしておく。

(2) 貸与品の管理及び着用

消防団員は次の貸与品の日常管理及び活動時の安全確保等の面における着用に心がけること。

- ① 制帽、アポロキャップ及びヘルメット

- ② 制服、活動服及びベルト

- ③ 階級章

- ④ 編上靴

- ⑤ 雨具

2 消防団組織について

(1) 消防団員の任命、階級及び職務

消防組織法により、団長は市長が、その他の団員は団長が任命することとされている。

任命された団長は、自己の任務等を熟知し、通常活動及び有事の際の円滑な活動に備えるとともに自己の職の第2、第3代理者を決めておき、代理者に対し、自己の任務等を熟知させ、有事に備えておく。

副団長は、教育主幹として消防団全体の教育訓練計画の設定及び効果の測定等の総括的な指導を実施する。

分団長は訓練、技術、予防のいずれかを担当し、計画立案に参画する。訓練内容については、意見を集約し、団長、副団長に内容を説明し訓練を実施する。これら行事の指揮監督は団長が行う。

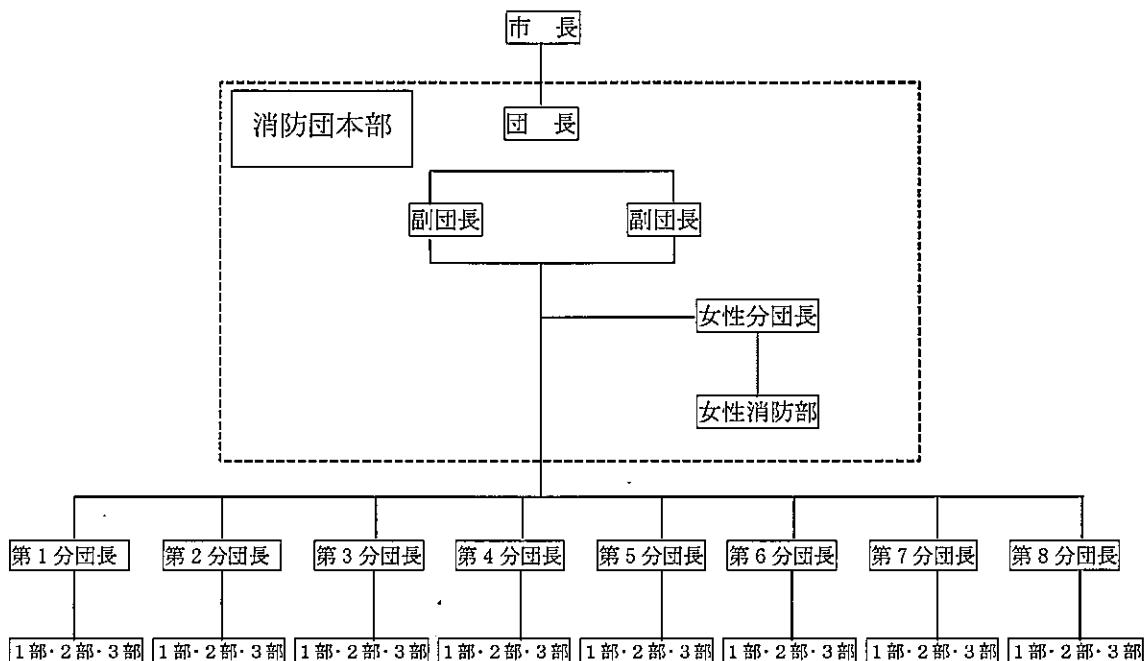
階級及び職務については、表1のとおりとする。

(表1)

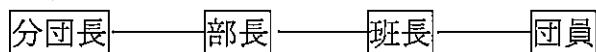
階 級	職 務 分 掌	
団 長	消防団の事務を総括し、消防団員を指揮監督する。	
副団長	団長を補佐し、団長に事故ある時は団長職を代行する。 教育訓練計画の設定及び効果の測定等の総括的な指導を実施する。	
分団長	団長及び副団長に事故ある時は団長職を代行する。 分団を総括し、分団員を指揮監督する。	
	訓 練	規律、訓練及び、礼式及びポンプ操法等基礎的団体訓練を実施する。
部 長	消防ポンプ等機械器具の取扱及び運用等技術的訓練を実施する。	
	分団長を補佐し、分団長に事故ある時は分団長職を代行する。 部の事務を総括し、上司の命を受けて部員を指揮監督する。	
班 長	部長を補佐し、部長に事故ある時は部長職を代行する。	
団 員	上司の命を受けて、その職務に従事する。	

(2) 組織図

① 消防団組織図



② 分団組織図



(3) 消防団役員会議

消防団の事業及び運営等に関する意思決定機関として、団長・副団長・分団長が出席する分団長以上会議又は部長以上が出席する部長以上会議を年3回実施する。

なお、緊急協議事項等が発生した場合は、その都度実施する。

(4) 管轄区域

	管 轄 区 域
第1分団	菅谷地区（菅谷・竹ノ内・福田）
第2分団	神崎地区（本米崎・向山・横堀・杉・堤）
第3分団	額田地区（額田北郷・額田南郷・額田東郷）
第4分団	木崎地区（南酒出・北酒出・門部・鹿島）
第5分団	芳野地区（鴻巣・飯田・戸崎）
第6分団	五台地区（後台・中台・津田・東木倉・西木倉・豊喰 (田彦・青柳・上河内)
第7分団	戸多地区（戸・大内・田崎・下江戸・上国井・岩根）
第8分団	瓜連地区（瓜連・平野・下大賀・静・古徳・中里）

3 消防団活動について

(1) 消防団活動概要

消防団は、市民の生命、身体及び財産を、火災から保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減するために、日頃から訓練を実施する。

(2) 組織状況把握手段の確保

消防団組織としての活動を実施するにあたり、災害の状況及びこれに 対応できる人員数を把握しておくことが重要である。

- ① 最新の災害情報を得られるようにしておく（ラジオ、メモ帳、筆記用具）
- ② 連絡手段を確保する（団無線・IP無線・携帯電話等）
- ③ 団員の連絡網（携帯電話、メール等）を整備しておく。

(3) 報告事項

消防団は組織として活動するため、コミュニケーションを図ることが 重要である。

① 職務に従事することができない場合

団員は長期間職務に従事することができない場合は、部長に報告し、 部長から事務局に報告を行う。消防団本部役員は団長及び事務局に報告 する。

② 活動報告

ア 全体活動（全体訓練、出初式等）

各部長は、出動人員数を「出動者報告書」に記入し事務局に提出す る。

イ 分団・部ごとの活動（車両・資機材点検等）

各部長は、車両等月例点検を実施し、その実施者を「月例点検報告 書」に記載し事務局に提出する。なお、活動中に事故が発生した場 合は、速やかに事故対応（110番・119番通報等）するとともに、分団長及び事務局に報告すること。

ウ 定期に実施する活動（予防広報・点検等）

「消防自動車運行日誌、日常点検記録簿」は書き保存ておき、毎年 4月の部長以上会議時に提出する。

4 予防計画

団員は、火災や死傷者発生等の災害を未然に防ぐためには、各部長を中心に、地域に密着した予防活動を実施することが必要である。

(1) 全国火災予防運動・年末年始特別警戒広報の実施

火災予防意識啓発のため、小型動力ポンプ付積載車（以下「積載車」という）又は、消防ポンプ自動車（以下「ポンプ車」という）により実施する。2名以上乗車として、回転灯を点灯させ、警鐘を鳴らした状態で法定速度を厳守（交通の支障にならない時速が望ましい）し、管轄区域を広報しながら巡視する。

なお、巡視中に火災又はその恐れがある事案、他の災害（救急・交通事故等）、不審者等があった場合は、速やかに対応（110番・119番通報等）する。

(2) 避難行動要支援者の把握

消防団は管轄地域の避難行動要支援者を把握し、管轄区域の自治会等と協力して、あらかじめ支援体制を構築することにより、被害の予防を図る。

(3) 警戒の実施

今後、災害が発生するおそれのある場合又は災害発生が懸念される時期において、被害を未然に防ぐために消防団本部の指示により警戒し、また注意喚起する。

(4) 防災知識の啓発

自治会等から訓練参加の依頼があった場合には、住民向けの消防防災教育を進め、地域防災力の向上に努める。

消防防災教育を通して関心を持つてもらうことにより、将来地域防災を担う人材の育成に繋げる。

- ① 住民向け消防防災教育の実施。
- ② その他必要に応じた消防防災教育の実施。

5 技術計画

団長は火災発生時の迅速な消火活動のためには、各部長を中心に、機械器具の適正管理及び取扱いについて計画的に指導する。

(1) 積載車・ポンプ車の点検

積載車、ポンプ車の安全な運行及び非常出場時のトラブルを防止するため、使用前及び使用後に点検を実施し、その結果を「日常点検記録簿」(P49)に記入する。

なお、異常が発見された場合は、速やかに事務局に報告し走行に支障がある場合は使用を中止する。

① 使用前点検事項

積載車使用の都度、2人1組で1人が操作員、もう1人が点検員となり、次の手順により行う。

1. 前照灯上下・テールランプ
2. 方向指示器前後左右
3. 回転灯、表示灯
4. 警鐘
5. クラクション
6. ストップランプ
7. バックランプ
8. タイヤ
9. オイル・水漏れ（地面確認）

② 使用後点検事項

1. 走行時の異常
2. 燃料（常に半分以上を保つものとし、不足の場合は給油する）
3. 総走行距離

(2) 小型動力ポンプの定期点検

小型動力ポンプ（以下「可搬ポンプ」という）は、充電用配線が接続されているものについては、使用時は必ず外し、使用後は充電状態に接続する。

団員は、適宜にエンジンを始動、真空ポンプを作動させて動作確認し、「日常点検記録簿」(P49)に記入して管理するとともに、異常を発見した場合は、速やかに部長を通して事務局に報告する。

なお、揚水せずに1分以上作動させると安全装置作動によりエンジンが停止することがあるため、可能な限り揚水することが望ましい。

(3) ポンプ車の点検

団員は、適宜にエンジンを始動、P T Oや漏水装置、真空ポンプを作動させて動作確認し「日常点検記録簿」(P 4 9)に記入して管理するとともに、異常を発見した場合は、速やかに部長を通して事務局に報告する。

(4) 資機材の点検

部長又は団員は、貸与された資機材には必ず部名を記入し、紛失等に十分注意する。機械器具取扱者は、車両点検時もしくは訓練等で資機材を使用した場合、数量、異常の有無を確認し「日常点検記録簿」(P 4 9)携行品に記入して、適切に管理するとともに、異常を発見した場合は速やかに部長を通して事務局に報告する。

(5) 通信機器の管理

団長・副団長・分団長・部長は貸与された、IP無線をいざという時に使用できるよう、常に電源を入れ災害時の連絡に対応する。

なお、災害対応時消防団は「チャンネル9」を使用する。

(6) 詰所の整理整頓

消防団が管理する詰所、車庫及び水防倉庫は、公共施設であることを自覚し、常に整理整頓に努め、緊急出動・災害発生時に備える。資機材の点検に併せて清掃に努めるものとする。なお異常を発見した場合は速やかに部長を通して事務局に報告する。

(7) 放水の実施

団員は定期的に放水を実施し、可搬ポンプ又はポンプ車及び資機材の取扱いを学ぶとともに可搬ポンプの動作確認、資機材の点検を行う。

使用後は、可搬ポンプの燃料の残量に注意し、ポンプごとに定められている使用後の処置を行ったのち、「日常点検記録簿」に記入して管理するとともに、異常を発見した場合は速やかに部長を通して事務局に報告する。

(8) 防火貯水槽等の点検

団員は、年2回以上管轄区域内の防火水槽等の点検を行い、施設の修繕、補水等が必要な場合は事務局へ報告する。

水利標識等の立替は、部長が事務局に場所を報告し、事務局が修繕を行う。

6 訓練計画

団長は、団員の現場活動では組織行動を行うことが原則であることから、分団長を中心に、次の訓練を計画し、団員一人ひとりが組織の中での自分の役割を確認したうえで、消防団組織の団結力、行動力の向上を図る。

- 1 訓練礼式
- 2 ポンプ操法訓練
- 3 火災想定訓練
- 4 防災訓練
- 5 その他消防団活動に必要な訓練

(1) 訓練計画の作成

団長は訓練の目的、内容に応じて副団長と協力して、主に次の事項を定めた訓練計画を作成する。

- 1 目的
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 訓練内容
- 5 注意事項

(2) 訓練実施時の安全管理

団長は、訓練を実施する場合においては、全員が次のとおり安全管理に考慮する。訓練時はケガや事故を無くすために安全員を配置し訓練を実施する。安全員は消防職員又は消防団本部役員が行う。

- 1 計画に無理はないか
- 2 場所に問題はないか
- 3 路上における活動では、通行者などの支障となっていないか
- 4 安全員は配置したか
- 5 夜間時の照明など環境を整えたか
- 6 使用資機材の点検は行ったか
- 7 内容にあった服装をしているか
- 8 準備運動を十分にしているか
- 9 水分補給など体調管理をしているか
- 10 資機材を正しく使用しているか
- 11 法令を順守しているか

7 教育計画

団長は、迅速かつ安全な消防団活動には、団員一人ひとりの知識、技術の向上が不可欠であることから、副団長を中心とし、計画的に団員の教育を進めていく。

(1) 消防学校の受講

消防団の幹部員は、知識、心構えを習得するために、階級別、計画的に消防学校を受講するように努める。

(2) 地域の把握

団員は、有事の際に迅速に行動できるよう消防水利の把握、また、管轄区域の地理、危険要素、避難場所及び避難経路の調査把握に努める。

(3) 防災知識の習得

消防団活動には、幅広い防災知識が必要であることから、団員は日頃より防災知識の習得に努める。

第3節 出場時の対策

1 消防団の出場について

(1) 出動事項

消防団は、消火や救助等の災害が発生した場合、消火や救助等の活動を実施するため、出動命令により出動し、関係機関と一致団結のもと、市民の生命、財産の保護に努める。

(2) 安全管理

安全管理は、活動を行う上で、自己の生命・身体の安全を図り、効率的かつ確実に活動を行うために必要なものである。安全管理の手段や方法は、災害等により異なるが、一人ひとりが細心の注意を払うとともに、事故や災害を予知して、あらかじめ予防措置を講ずることが全てに共通する基本姿勢になる。

団員は、下記の①～⑤項目を徹底し、怪我等には十分注意すること。

- ① 安全確保の基本は、自己防衛であるため、自己を危険にさらすような無理な活動はしない。
- ② 活動上安全な装備（ヘルメット、活動服、編上靴等）を着用し、寒冷期には防寒対策（防寒具、雨具、下着等）を講ずること。
- ③ 単独行動は慎み、指揮者の指示下に入る。
- ④ 各部署に伝令員を配置し、危険に関する情報は、直ちに消防団本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止する。
- ⑤ 活動後は、人員、機械器具等の点検確認を行い、異常があった場合は、直ちに消防本部に報告する。

第4節 火災出場

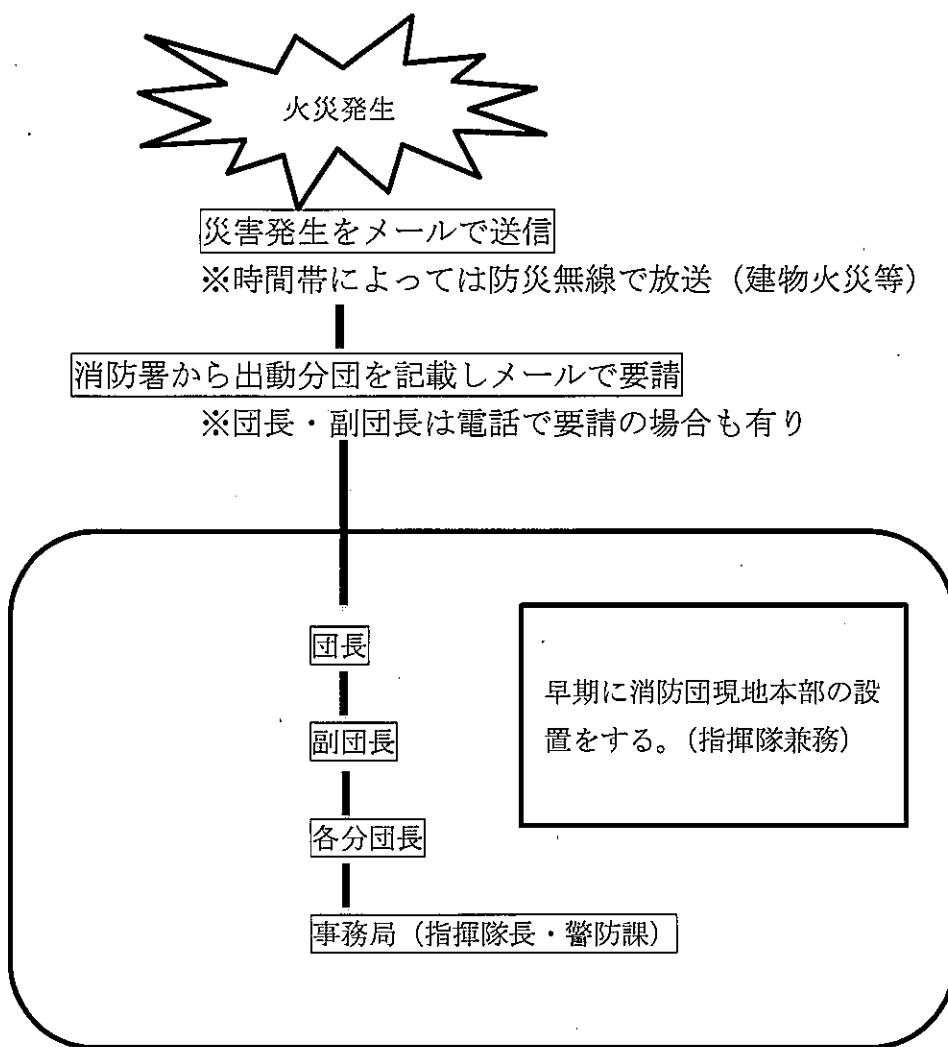
1 出動基準

(1) 出動体制

出場区分	出場分団 (第1出場)	応援出場部 (第2出場)		
第1分団 菅谷地区	1-1 (菅谷)	2-3	5-1	6-1
	1-2 (菅谷・竹ノ内)			
	1-3 (菅谷・福田)	2-3	5-1	6-1
第2分団 神崎地区	2-1 (本米崎)	1-1	3-1	3-2
	2-2 (横堀・向山)	1-1	1-2	3-1
	2-3 (杉・堤)	1-1	1-2	3-1
第3分団 額田地区	3-1 (額田北郷)	2-1	2-2	4-2
	3-2 (額田東郷)	2-1	2-2	4-2
	3-3 (額田南郷)	2-1	4-2	4-3
第4分団 木崎地区	4-1 (鹿島・門部)	5-1	8-1	8-3
	4-2 (南酒出)	1-2	3-3	5-1
	4-3 (北酒出)	1-3	3-3	5-1
第5分団 芳野地区	5-1 (鴻巣)	1-3	4-3	8-3
	5-2 (飯田)	6-3	7-1	8-3
	5-3 (戸崎)	6-3	7-1	8-3
第6分団 五台地区	6-1 (後台・田彦)	1-2	1-3	5-2
	6-2 (中台・津田・青柳)	1-2	1-3	5-2
	6-3 (東木倉・西木倉・豊喰・上河内)	1-2	1-3	5-2
第7分団 戸多地区	7-1 (戸・上国井・岩根)	5-2	5-3	8-3
	7-2 (田崎・大内)	5-2	5-3	8-2
	7-3 (下江戸)	5-3	8-2	8-3
第8分団 瓜連地区	8-1 (瓜連・古徳)	5-1	5-3	7-3
	8-2 (静・下大賀)	5-1	5-3	7-3
	8-3 (中里・平野)	4-1	5-1	5-3

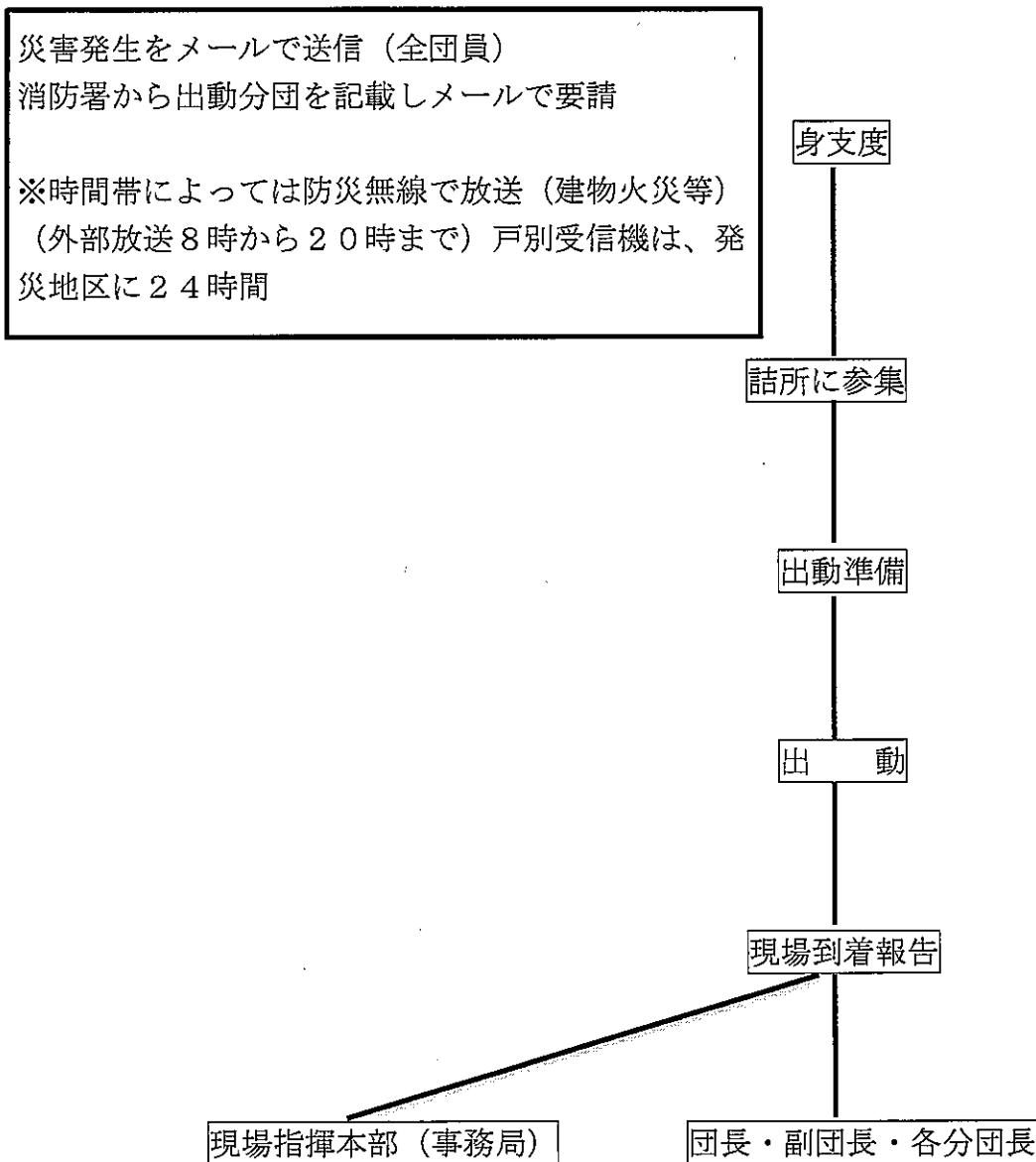
(2) 召集手順

①出動までの流れ



団長は、常備消防（指揮隊）と協議、活動方針を決定し消防団の指揮をとる。

②団員の出場手順



(3) 積載車・ポンプ車による出動

① 詰所に参集

自家用車で参集する際、飲酒運転は当然厳禁であり、道路交通法等を順守し、はやる気持ちを抑えて安全運転を心掛けること。

② 出動準備

充電配線、車輪止め等、シャッター等を確認し、積載車又はポンプ車が出動できる態勢を整える。筒先員の防火衣着用（活動服は難燃素材ではないため）、夜間時はヘッドライト装着等の現場に合わせた資機材を搭載するとともに積載器具の落下防止等を徹底し、事故防止に努める。

③ 出動

管轄区域の分団は2名以上、その他の分団は3名以上参集した場合、積載車又はポンプ車で現場に出動する。

④ 出動報告

分団長に出動報告をする。

⑤ 緊急走行

緊急走行時は次の点に留意する。

- (1) 必ずサイレンを吹鳴させ、前照灯及び回転灯を点灯させること。
- (2) 普通自動車免許を取得して2年を経過しないものは、緊急走行を行うことができないものとする。
- (3) 特別な場合を除いて入団1年未満の団員に積載車又はポンプ車の運行に従事させないよう配慮する。
- (4) 緊急通行権や優先通行権を過信することなく、常に安全確認に配慮するものとし、交差点進入時は必ず一時停止する。
- (5) 緊急走行時は車間距離を十分確保し、前車の走行状態を乗員全員で監視する。
- (6) 交差点・障害物等のセンター・ラインを越えて走行する場合は、助手席の団員は緊急車両の接近・進行方向を周知するためにマイクスピーカーを活用する。
- (7) 安全運行は、運転者だけではなく各団員が常に心掛け、全員で安全確認を行う。
- (8) 現場に到着した際は、他車両の通行の支障にならないように停車し、車輪止めをして事故防止に努める。

⑥ 現場到着報告

各部長は、消防団長（副団長・分団長）及び現場指揮本部（事務局）に「第〇分団第〇部〇名」現場に到着したことを報告する。現場到着隊が集結後、消防団長（不在の場合は、副団長・分団長）の指示により活動開始する。なお、現場指揮本部（事務局）に現場到着を報告せずに活動することは原則禁止とする。

（4）個人で出動

個々にて災害現場に向かう場合は、はやる気持ちを抑え、一般車両と同様に交通ルールを厳守し、安全かつ確実に現場に到着するように心掛ける。

（5）火災現場が詰所等より近い場合

- ①装備・服装が整わなくても即時対応可能な場合、現場に向かい身の安全を図りながら、消火器等により初期消火活動を行う。
- ②私服等で安全な装備をしていない場合は、決して無理な活動は行わず、後に到着した安全装備を着用した団員と交代し、後方支援に回る。
- ③順次、団員が到着し現場の人員が確保された時点で、自宅等に一旦戻り装備等を整えてから再出動する。

2 火災防ぎよ活動

(1) 消火の仕組み

燃焼現象が継続するためには、可燃物、空気、温度（熱）の3要素が必要で、この要素の中でどれか一つを取り除く事が消火活動となる。

① 除去消火法

燃えている物や延焼先の可燃物を取り除くことによる消火方法

② 堕息消火法

不燃性のガス、泡、砂等で可燃物を覆い、空気の供給を遮断することによる消火方法

③ 冷却消火法

水等によって、燃焼物を冷却することによる消火方法

(2) 指揮系統

火災防ぎよ活動において、消防団は常備消防と協力し、指示がある場合は常備消防の指揮のもと活動する。

なお、上司が到着するまでは、各部において火災防ぎよ活動の手順に従い活動すること。

階級	職務分掌
団長	現場指揮本部（常備消防）に参集し、常備消防の指揮の下、消防団員の活動指揮をとる。
副団長 分団長	団長の命令により、団員を指揮し、各活動にあたる。 団長が到着するまでは、分団長以上であらかじめ定められた順位に従い、又は管轄の分団長、副団長が指揮をとる。
部長 班長 団員	現場指揮者（分団長以上）の命令により、各活動にあたる。 基本的には、部長を中心として部単位としての活動になるが、現場指揮本部（常備消防）に報告のうえ臨機応変に協力しながら活動にあたる。

(3) 火災防ぎよ活動の手順

火災現場では、早期の消火活動が被害の拡大を防ぐため、一線放水を最優先し、その後、消防団現地本部を設置して、火災防ぎよ活動を実施する。

ホース延長の際は、通行の支障とならないように路肩に寄せ、道路を横断する箇所にはホースブリッジを用いること。

① 放水

火災現場が消防水利から近い場合は、給水及び放水は1つの部で可能であるが、火災現場が消防水利から遠い場合は、複数の部で協力し、中

継ポンプを使用して一線放水隊形を構築する。

指揮者は、部を指揮し一線放水隊形を作りながら、現場整理に努める。準備ができ次第、放水を指示したうえ、自らもしくは団員を伝令員とし、使用水利等放水状況を消防団現地本部に報告する。消防団現地本部は現場指揮本部（常備消防）に報告する。

1. 給水

消火栓は、常備消防が使用する頻度が高いため、基本的に消防団の使用する消防水利は、防火水槽及び自然水利となる。防火水槽を使用する際は、転落に十分注意して蓋を開け、吸管を投入する。蓋を開けているときは（夜間時）、十分な明かりを保ち歩行者や隊員に防火水槽があることを周知させ転落に注意するよう心掛ける。消防水利は夜間の視界不良等により吸水作業に危険を伴う場合は、自然水利の使用を禁止する。

2. 中継

水利から火点まで距離がある場合は、中継ポンプを使用し火点まで中継する。

3. 放水

原則として防火衣着用者2名で筒先を担当することとし、延焼危険が高い面を優先に放水する。

4. 伝令

各部署には伝令員を配置し、トランシーバーやIP無線又は携帯電話等を活用してお互いの状況を把握し、事故防止に努める。

※トランシーバーは現地本部に5器保管しているため、使用する部は現場指揮本部に報告し使用すること。（チャンネル1）

② 現場指揮本部

火点付近の安全かつ消火の支障とならないところに現場指揮本部（常備消防）が設置されるので、そこに団長、副団長及び放水隊形の指揮に就いていない分団長は集合する。

1. 現状把握

伝令員を配置し、各部の参集状況、部署状況を把握するとともにトランシーバーやIP無線又は携帯電話等を活用して消防団現地本部へ報告する。消防団現地本部は現場指揮本部（常備消防）に報告する。

2. 指示

報告事項を取りまとめて、現場の状況を把握し、消防団現地本部のもと、消防団の安全を確保しながら追加放水隊形の構築、除去消火等必要に応じた指示を出す。

③ 残火処理

延焼危険がなくなった以降において、残った火を点検し鎮火させる。なお、壁や柱等の焼け状況から崩落する恐れがあるため、損害の激しい建物内部への進入は原則禁止する。

1. 注水は原則圧力を下げ、拡散放水・噴霧注水とし被害のないところで水損しないよう過度な注水は避ける。
2. 壁の内部等火の潜在の恐れのあるところは、とび口で除去し、内部の残り火等を確認する。
3. 布団、衣類等は内部で燃焼している可能性が高いため、屋外に搬出して十分に注水する。

④ 報告

現場指揮本部からの鎮火宣言後、消防団現地本部に集合し、出動人員及び使用資機材等に異常がないか確認して報告する。

⑤ 再燃警戒

鎮火後も瓦礫の中では火の潜在の恐れがあるため、消防団現地本部指示の下、管轄部は再燃した場合に残火処理が行えるよう準備し、火災現場に警戒待機する。数日続く再燃警戒の場合は、管轄部及び管轄分団で協力し夜間も交代で再燃警戒する。

なお、再燃警戒中に火災が拡大する恐れがある場合は常備消防へ連絡、又は119番通報すること。

⑥ 撤収

撤収指示を受けた部は、次の事項に留意して撤収する。

1. 現場で使用した資機材は積み忘れに注意して撤収し、走行中に落下しないよう確実に積載すること。
2. 防火水槽を使用した場合は、蓋等の確認を行うこと。
3. 疲労等から走行中に信号を見落とさないよう、喚呼応答による確認を行う等、注意力の維持に努める。
4. 次の出動に備え、可搬ポンプの放水後処置、資機材等の数量確認、積載車及び可搬ポンプ又はポンプ車の燃料確認を実施すること。

(4) 火災防ぎよ活動における注意点

火災現場では、次のような危険が潜んでいるため、常に注意を払い、危険回避に努めることが重要である。

① 吹き返しによる危険

バックドラフトやフラッシュオーバー等急激な火炎の吹き替えしがあるため、むやみに炎上している建物に近づいたり、窓やドアを開閉したりしないこと。

② 落下物・瓦礫による危険

瓦、窓ガラス、エアコンの室外機及び看板等が落下してくる恐れがあるため、ヘルメットを確実に着用するとともに、火災建物の真下に入らないこと。また、火災建物はガラス片・金属片等の瓦礫が多数存在するためケブラー製手袋及び踏抜き防止先しん入り長靴（編上靴・安全靴）を確実に着用すること。

③ 建物の倒壊による危険

火災建物は倒壊の危険性があるため、絶対に立ち入らず、監視員を配置する等して注意するとともに、通行者等が危険に巻き込まれないようすること。

④ 感電による危険

水は電気を通すため、放水による感電の危険性があることから、送電中の電線等への放水は絶対に行わないこと。また、火災建物への引き込み電線の断線に注意し、断線箇所がある場合には、直ちに現場指揮本部に報告し、団員が近づかないように注意喚起し、送電が遮断されるまで安全員をおくこと。

⑤ 転倒による危険

火災現場は、瓦礫やホース等により足元が悪く、夜間の場合は特に視界不良なため、転倒による事故の危険性があることから、足元の確認を怠らず、照明等を使用し視界を確保すること。

第5節 地震対応

1 消防団活動と団員の心得等

(1) 活動の原則

- ① 被害状況等の情報収集活動を行い、積極的に消防本部へ報告する。

消防本部電話 029-295-2111 【災害優先電話 029-295-2113】

消防本部警防課代表メール shoubou-k@city.naka.lg.jp

報告事項

○火災発生の状況、救急・救助事案の状況、道路の状況、その他（必要事項）

連絡方法

○電話・携帯電話・口頭等

- ② 管轄区域で発生した災害に対する消火・救助及び応急救護活動を行う。

- ③ 避難誘導、出火防止等の指導及び初期消火活動等に対する指導を行う。

- ④ 消防隊等の活動に対して、支援活動を行う。

(2) 心得、行動

【団長・副団長の心得、行動】

- ① 本マニュアルを確認し、消防本部、市災害対策本部との連携をとる。

日頃から防災意識を高め、災害時に速やかに行動できるようにしておく。

平常心を保ち、冷静沈着を心がけ、判断を下す。

- ② テレビ・ラジオ等で震度5強以上、多大な被害が予想されるときは、団指揮本部設置のため、消防本部へ参集する。ただし、市災害対策本部の要請を受けた時は、震度5強に満たなくても指揮本部設置のため、消防本部へ参集する。

なお、活動状況により参集不可能の場合は消防本部の指示を待つこと。

服装は活動服で、移動方法は徒步・自転車・バイクを原則とする。

- ③ 参集時には、周囲の状況等を確認しながら参集場所に集まる。

- ④ 参集場所に参集次第、団指揮本部を設置し、消防本部の行動を把握するとともに、被害状況等の情報収集に努める。

- ⑤ 人員の確保を確認次第、各部署に団員を配置する。

- ⑥ 活動する団員の安全確保に努め、二次災害に配慮するとともに、団員の健康管理に十分注意し、交代制等の処置をとるよう各分団に指示する。

【分団長・部長・班長の心得、行動】

- ① 日頃から震災時の行動や想定訓練を行い、本マニュアルに従い行動できるように、団員と防災意識を高めておく。

- ② 参集は、ラジオ・テレビ等で震度5強以上、多大な被害が予想されるときとする。服装は活動服で、移動方法は徒歩・自転車・バイクを原則とする。団員の管理者として、団員の安全管理に努め、平常心を促し行動させる。
- ③ 余震に備え詰所内の団員の安全確保を考える。
- ④ 詰所では、団員から得た情報をまとめ団員と共に情報を共有する。
- ⑤ 団指揮本部に情報を伝え指示を仰ぎ行動する。
交信できない場合は伝令を有効に使い、被害状況、現在の状況を団指揮本部に伝える。
- ⑥ 団指揮本部の指示が仰げない場合は、まとめた情報、目視による観察から団員を配置し指示を出す。
- ⑦ 数日間に渡り活動が継続する場合には、団員の配置を交代制にする等、団員の健康管理に気を配る。
- ⑧ 詰所においても団員の飲料水や食料の備蓄をしておくよう心掛ける。
- ⑨ 判断しかねない事案が発生した場合には、団指揮本部に連絡を入れ指示を仰ぐ。
- ⑩ 災害現場では、二次災害に気をつけ、消防本部との連携を図る。

【団員の心得、行動】

震災は全ての人が被災者である。

- ① 団員は、震災時に有効かつ敏速に行動できるように、日頃から防災意識を持ち、自分の身は自分で守り、大切な人を守るために、日頃から話し合い防災対策を万全にしておく。
- ② 参集は、テレビ・ラジオ等で震度5強以上、多大な被害が予想されるときとする。服装は活動服で、移動方法は徒歩・自転車・バイクを原則とする。
- ③ 詰所に向う道中は、目視による監視につとめ、交通機関の状況、川や橋・電線・崖崩れ・液状化現象・倒壊家屋・火災等の状況を把握し、情報として詰所に持ち寄る。
- ④ 日頃から地域住民、自主防災組織との話し合いの場を持ち役割を分担し、消防団はその特性を生かし行動する。
- ⑤ 余震に備え、消防団車両及び資機材を詰所から屋外に移す。
- ⑥ 初動対応時等、団指揮本部からの指示がない場合には部長又は上級階級者の指示に従い安全をもって行動する。
- ⑦ 判断しかねない事案が発生した場合には、部長又は上級階級者の指示を仰ぐ。
- ⑧ 災害現場では互いに気遣い声を掛け合う。

⑨ 女性消防部の主たる任務は、後方支援活動や避難所等での応急手当とし、団指揮本部に連絡を入れ指示を仰ぐ。

(3) 活動時の予想される緊急対策

- ① 参集団員の安否が確認できない場合は、確認中として記録しておく。
また、安否確認は定期的に行い団員の管理状態を常に把握しておく。
- ② 広報や誘導活動中に住民から救助を求められた場合は、人命救助を優先とするが活動の限界を超えてはならない。しかし、助け合い活動ができる状況であればその旨を居合わせた住民に説明し協力を得る。
- ③ 詰所が倒壊又は使用不可能の状況である場合は、集会所・小中学校などを選択し移動先を団指揮本部へ連絡する。
また、消防団車両及び資機材についても同様とする。
- ④ 連絡や情報収集等の伝達手段が不能となつた場合は、被害の最小化に向けて各分団が活動方針を決定し活動する。

2 情報伝達手段の多重化

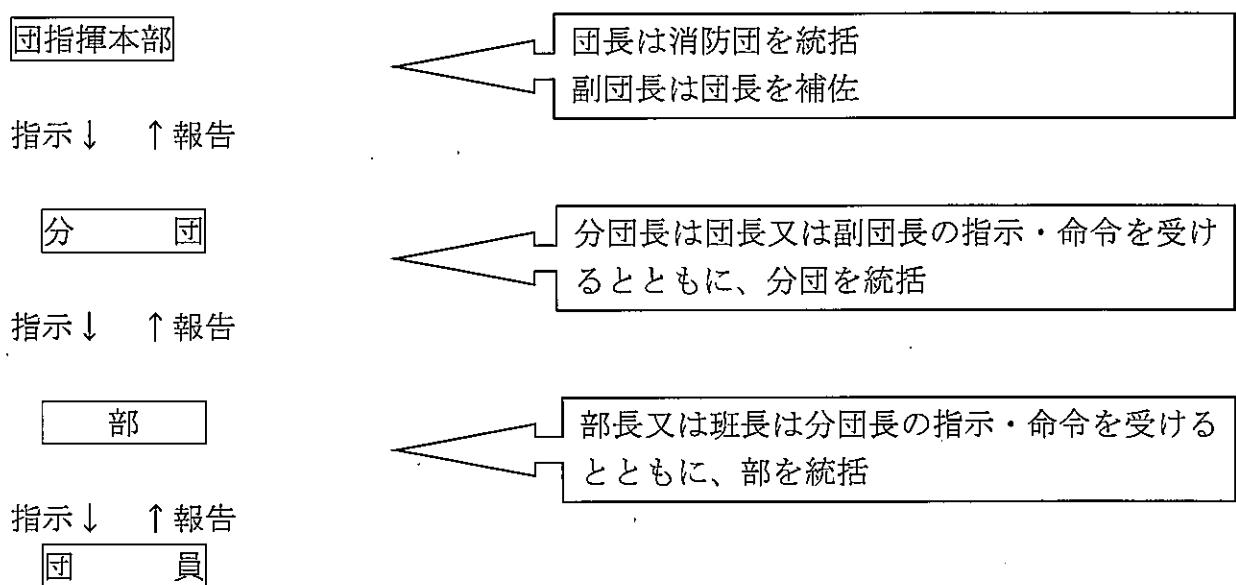
情報を伝達する手段については、災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要であるため、那珂市消防団においては、次のような情報伝達手段を用いる。

- 防災行政無線
- 携帯電話
- 消防無線（IP無線）
- 口頭等

3 指揮命令系統による伝達体制の整備

活動時の情報伝達体制については、以下のフローを原則とする。

【消防団情報伝達体制フロー】



4 各隊への双方向の情報伝達手段の確保

現場で発生した安全にかかわる事象（火災・土砂崩れ等の発生や道路状況の変化等）や各班の動向などの情報は、迅速に各班で共有する必要があることから、そのための手段（双方向の無線等）の管理・点検に努める。

5 参集基準

震災時には、同時多発火災の発生、建物倒壊等による救助事故の多発、膨大な災害防除活動が予想され、消防は市民の生命・身体及び財産の保護のため、迅速な災害応急対策を実施しなければならない。

しかしながら、東日本大震災においては震災当初、通信手段の途絶等により参集に混乱が生じたことから、震災時における参集基準を確立する。

(1) 基本方針

- 団員の参集は、地震発生の発令をもって「招集が発令」されたものとし、下記の参集基準により参集する。
- テレビ・ラジオ・メール配信サービス等で、地震の震度等の情報を確認する。
- 本マニュアルに示す参集基準に達した場合は、家族の安全や勤務先の被害に配慮しつつ、速やかにそれぞれの参集場所に参集する。

- 交通途絶などにより定められた参集場所に参集することができない場合は、最寄りの署・他の詰所・地域の集会所など、詰所ごとに事前に不測の事態を考慮した参集場所を検討しておくものとする。
- 参集の際には、徒步・自転車・バイク等により参集することとし、自動車の使用は極力避けることとする。
- 参集途上において、周辺の被害状況の把握に努め、緊急性のあるものは団指揮本部に連絡する。
- 活動は複数人が参集した後、指揮者の下活動することを原則とする。

(2) 参集方法

地震災害時においては、防災行政無線により出動指令を発令するが、基本的には団員各自がテレビ・ラジオ・メール配信サービス等で震度等の情報把握し、参集基準により指定された参集場所へ自主参集するものとする。

(3) 参集ルート

参集ルートについては、建物や橋梁の倒壊の影響を考慮したルート選定、詰所ごとに安全かつ迅速に参集できるルートを選定しておくものとする。

(4) 参集基準

体制区分 (震度等)	市の体制	消防本部 の体制	消防団の体制
連絡配備 震度 4	市内又は東海村で震度 4 を記録したとき 防災課の職員のなかからあらかじめ定めた職員	勤務職員	
警戒体制 震度 5 弱	市内又は東海村で震度 5 弱を記録したとき 防災課の職員のなかからあらかじめ定めた職員	消防長 のみ招集	
警戒体制 震度 5 強 (第 1 次動員)	市内又は東海村で震度 5 強を記録したとき 防災課職員及び災害対策本部に準じた各本部員 (各部長)	全職員	団長・副団長
警戒体制 震度 5 強 (第 2 次動員)	1 市内又は東海村で震度 5 強を記録したとき 2 地震により市内に局地災害が発生したとき 災害応急対策が円滑に行える体制 (各部のなかからあらかじめ定めた職員)	全職員	全 団 員
非常体制 震度 6 弱以上 (第 3 次動員)	1 市内又は東海村で震度 6 弱以上を記録したとき 2 地震により大規模な災害が発生したとき 大規模な災害に対し、災害応急対策が円滑に行 える体制 (全職員)	全職員	全 团 員

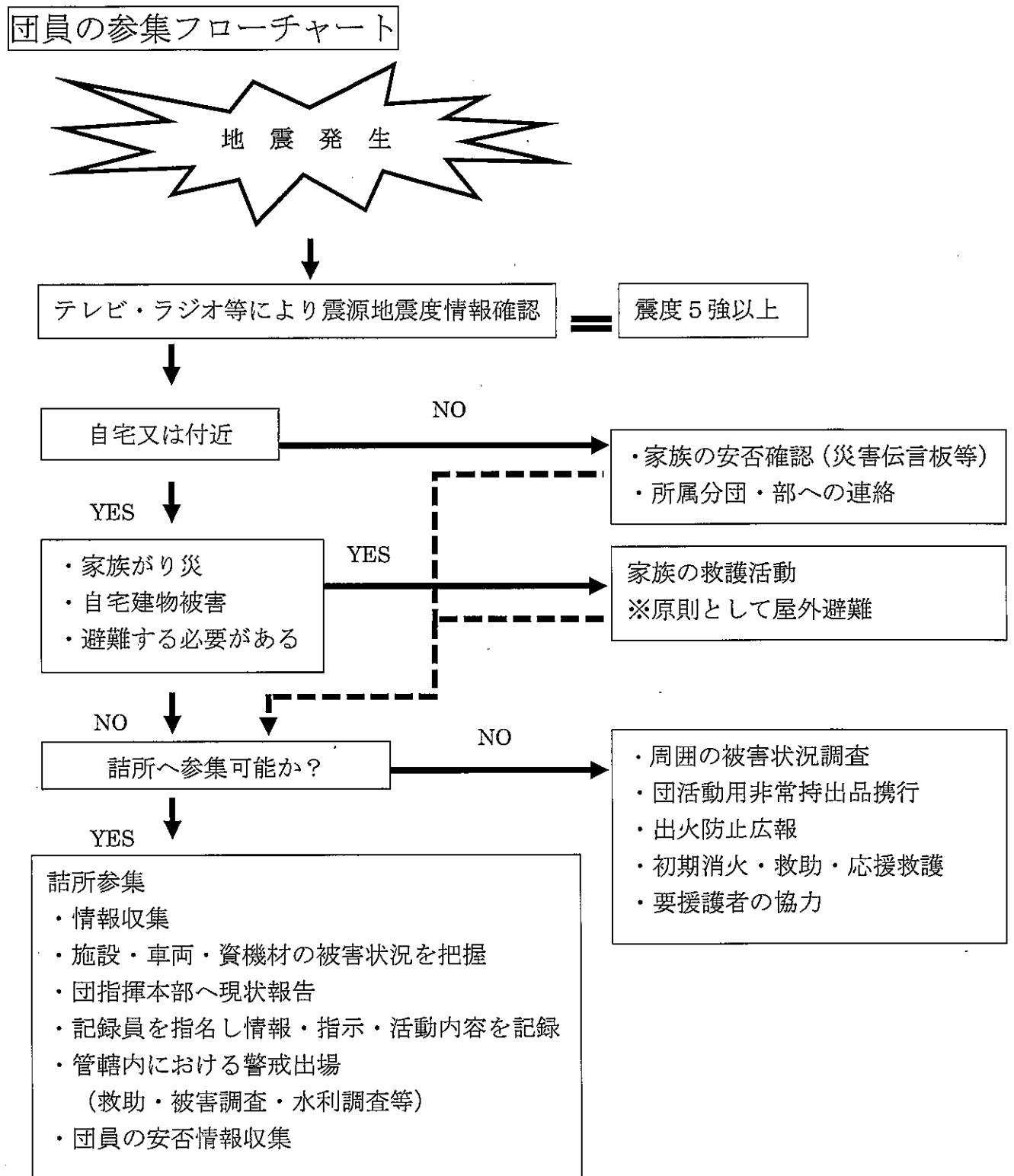
(5) 参集場所

団員は、自身及び家族の安全を確保した後に、参集基準に基づき次の参集場所に参集する。

分団・地区	部	参集場所
全地区	女性消防部	団指揮本部又は避難所等
第1分団 菅谷地区	第1部	第1分団第1部詰所
	第2部	第1分団第2部詰所
	第3部	第1分団第3部詰所
第2分団 神崎地区	第1部	第2分団第1部詰所
	第2部	第2分団第2部詰所
	第3部	第2分団第3部詰所
第3分団 額田地区	第1部	第3分団第1部詰所
	第2部	第3分団第2部詰所
	第3部	第3分団第3部詰所
第4分団 木崎地区	第1部	第4分団第1部詰所
	第2部	第4分団第2部詰所
	第3部	第4分団第3部詰所
第5分団 芳野地区	第1部	第5分団第1部詰所
	第2部	第5分団第2部詰所
	第3部	第5分団第3部詰所
第6分団 五台地区	第1部	第6分団第1部詰所
	第2部	第6分団第2部詰所
	第3部	第6分団第3部詰所
第7分団 戸多地区	第1部	第7分団第1部詰所
	第2部	第7分団第2部詰所
	第3部	第7分団第3部詰所
第8分団 瓜連地区	第1部	第8分団第1部詰所
	第2部	第8分団第2部詰所
	第3部	第8分団第3部詰所

※ 団長・副団長は団指揮本部（消防本部）に参集、分団長は管轄する詰所に参集。交通途絶等により定められた参集場所等に参集できない場合は、隣接する詰所に参集。

(6) 参集フローチャート



第6節 土砂・水災害対応

1 土砂災害対応

(1) 避難基準

警戒レベル	避難情報	状況	住民のとるべき行動
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫	緊急に安全を確保する。
~~~~~《警戒レベル4までに必ず避難！》~~~~~			
4	避難指示	災害の恐れが高い	警戒レベル4までに全員避難！ 危険な場所から全員避難。いつ土砂災害が発生してもおかしくない状況のため、早期に危険な場所から避難する。 避難場所までの移動が危険な場合は近隣で土砂災害の危険性のない家屋又は自宅の2階に移動するなど命を守る行動とする。
3	高齢者避難	災害の恐れあり 巡視等により土砂災害の前兆現象が発見されたとき。	避難に時間を要する人は避難！ 土砂災害の危険性が高まったため、土砂災害の危険性のある家屋の住民は避難所に避難する。
2	大雨・洪水注意報 (気象庁)	気象状況の悪化 土砂災害前ぶれ 注意情報が発表されたとき 洪水注意報 大雨注意報等	避難行動の確認！ これから強い雨が降り、土砂災害が発生する可能性があるため、土砂災害の危険性がある家屋の住民に自主避難を促す。

## (2) 指揮系統

消防団は必要に応じて消防団本部を設置して市災害対策本部と協力し、指示がある場合は市災害対策本部の指揮の下、活動する。

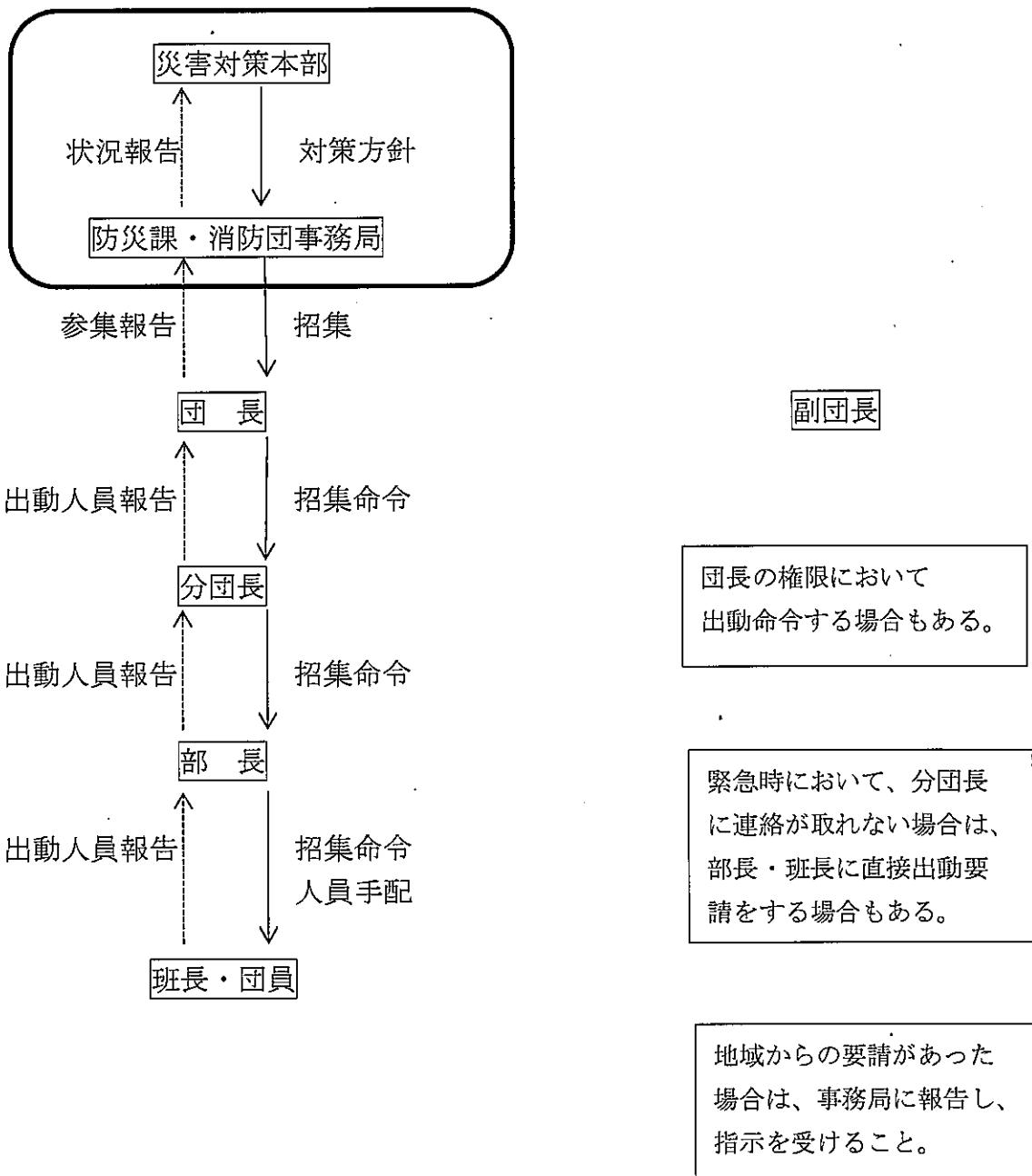
階 級	職務分掌
団 長	状況により消防団本部を設置し、市災害対策本部の指揮下の下、活動の指揮をとる。
副団長 分団長	副団長及び分団長は団長の招集により参集し、団長が不在の場合は、分団長以上であらかじめ定められた順位に従い、指揮をとる。
部 長	現場指揮者（分団長以上）の命令により、各活動にあたる。
班 長	基本的には、部で編成した部隊単位での活動となるが、分団で
団 員	臨機応変に協力しながら活動にあたる。

## (3) 出動基準

出動要請があった場合、以下の活動を実施する。

避難情報	消防団活動
警戒レベル3	警戒出動・高齢者及び避難行動要支援者等
警戒レベル4	避難広報・避難支援等

#### (4) 出動要請手順



#### (5) 崖崩れ地域の警戒

- 1 崖崩れ危険個所では、崖からの土石の落下、擁壁のふくらみ・亀裂・排水施設の崩壊などの状態を確認する。また、崖崩れに巻き込まれないように危険個所の真下には位置しない。
- 2 崖下の道路の通行は努めて避け、やむを得ず通過するときは、落石・崩壊等に十分注意する。
- 3 崖崩れ等の現場で水防活動を実施するときは、次の現象が現れたら二

次災害発生の恐れがあるので注意する。

○普段、湧水がない崖の途中から湧水が噴出し、または山腹からの湧水が急激に増加し、水が濁っているとき。(特に湧水が止まったときは、崩壊の危険が迫っているので注意する。)

○崖や山肌の岩石が崩れ落ちるとき。

○崖上に亀裂、水たまりが生じたとき。

○崖の斜面に亀裂が生じたとき。

○家のきしむ音・木の根の切れる音・地鳴りがするとき。

○付近の井戸水が急に濁り、水位が増減したとき。

## 2 水害対応

### (1) 水害対策活動

水害が予想されるときは、降雨の状態及び水位の状況を監視し、適宜必要な職員等を配置し、低地及び道路の排水や築堤等を行い浸水の防止にあたる。

水害対策の実施上必要な場合は、消防本部に協力を要請する。

### (2) 河川等の巡視・警戒

水害の危険が高いと予想される低地及び河川等から優先的に巡視・警戒を隨時行い、本部に状況を連絡するとともに、危険が切迫している区域の住民に対し避難の指示等を行う。

### (3) 水防活動の基本

- 風水害は、土砂の崩壊・増水等による二次災害の危険があるので、災害の状況・気象条件・地形等の消防活動上必要な情報を収集し、現場を十分把握するとともに、活動の安全を確保するため、速やかに団員に対して具体的な指示を行う。
- 常に団員の行動を掌握するとともに、二次災害防止のため活動範囲に応じて監視員を適宜に配置する。また、団員は単独行動を絶対行わない。
- 消防活動が長時間にわたるときは、隨時交代させるとともに、活動しない団員は安全な場所で待機させる。
- 風水害の現場では気象悪条件下で作業するため、作業に適した装備で行う。特に、夜間の作業には、足場等の安全確保のため作業範囲全体を十分に明るく照らす。
- 水防活動時は、必ずライフジャケットを着用する。

#### (4) 河川の洪水警戒

- 堤防の決壊等事態の急変に備え、常に退路を念頭に置きながら巡回する。
- 積土のう等で補強してある箇所に近づくときは、崩壊の危険性が高いので十分注意する。
- 河川から道路に水があふれ、河川と道路の境界が視認できないときは、河川へ転落するおそれがあるので十分注意する。
- 車両で巡回するときは、風雨により視界が狭く、路面が悪い条件となるので周囲に注意し、慎重に行動する。

#### (5) 浸水地域の警戒

- 浸水により危険物や毒劇物等が流出することがあるので、水の色・臭気に気をつける。
- 浸水箇所の水深が浅い場合であっても、急激に増水することがあるので十分注意する。
- マンホールの吹き出しによる受傷危険やマンホール蓋の移動による転落危険があるので十分注意する。
- 道路の陥没や路肩の崩れ等も考えられるので、配意した車両走行を行う。

#### (6) 強風時の警戒

- 風による瓦や看板等の落下・飛散等に注意する。
- 突風が起こりやすいところでの飛散物等に注意する。
- 電柱等が傾斜、倒れているときは、垂下している電線に接触すると感電するおそれがあるので注意する。
- 歩行困難な強風（突風）の場合は姿勢を低くし、固定物に掴まるか、遮へい物を利用して身体の安全を確保する。

### 【事務局、消防班】那珂市地域防災計画

#### (1) 河川などの巡視

本部長は、必要に応じ消防職員に重要水防区域の監視及び警戒を命じ、特に既往の被害箇所、その他水防対策上重要な区域を中心に巡視、警戒するものとする。また、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

#### (2) 気象状況等の連絡

本部は、県、水戸地方気象台又は他の水防管理団体等から水防上の情報を受けたとき、あるいは大雨等により浸水のおそれがあることを知った

ときは、関係機関に連絡するものとする。

### (3) 水防連絡の方法

市、水防団体は、水防時においても情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の設備強化に努めるものとする。

また、無線・有線等連絡施設を有しない資材備蓄場、水防作業現場等で近距離のものについては、自転車（オートバイ）伝令等により連絡の確保を図るものとする。

1) 水防用連絡には、防災行政無線等及び広報車両を配置するものとする。

2) 水防上特に緊急を要する場合の信号は、資料2-27によるものとする。

### 資料2-27

#### 水防時の警鐘及びサイレン記号

- 第1信号ー警戒水位に達したことを知らせるもの
- 第2信号ー水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの
- 第3信号ー当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 第4信号ー必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

### (4) 橋門の管理及び操作

橋門の開閉は、那珂川統合土地改良区事務所、岩崎江堰土地改良区事務所、及び有ヶ池江下土地改良区事務所等関係機関に連絡し開閉すること。

### (5) 出動

#### 1) 出動準備・出動

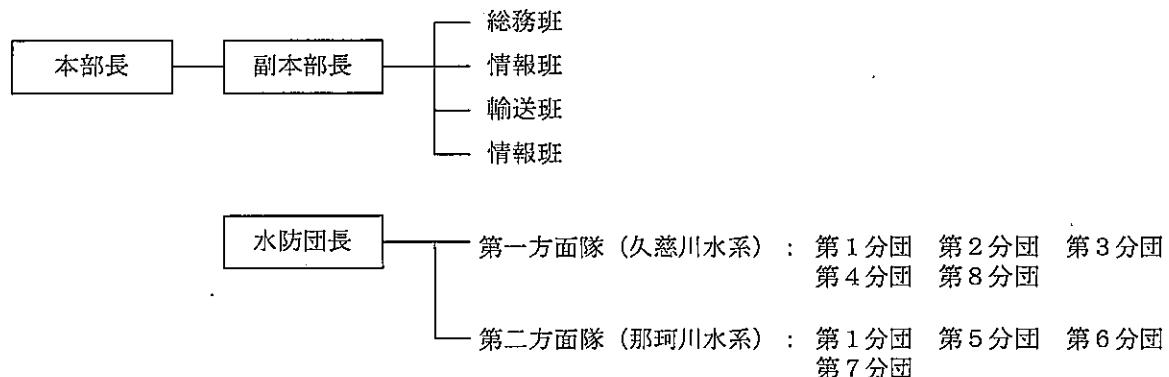
水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防本部に直ちに出動の準備をさせ、又は次の段階によって出動する。

第一次出動 資機材の準備点検、橋門等の開閉点検及び巡視

第二次出動 要員の一部出動

第三次出動 全員出動

## 水防団の組織



### (6) 出動区分

#### 1) 第一次出動の場合

本部	6名 (消防長以下6名)	
神崎地区	3名 (第2分団1部)	久慈川
額田地区	3名 (第3分団1部)	久慈川
木崎地区	3名 (第4分団1部)	久慈川
瓜連地区	3名 (第8分団1部)	久慈川
戸多地区	6名 (第7分団1、3部)	那珂川

#### 2) 第二次出動の場合

本部	10名 (消防長以下7名、消防団長以下3名)	
神崎地区	20名 (第2分団1、2部)	久慈川
額田地区	20名 (第3分団1、2部)	久慈川
木崎地区	20名 (第4分団1、2部)	久慈川
瓜連地区	10名 (第8分団1部)	久慈川
戸多地区	20名 (第7分団1、2、3部)	那珂川

#### 3) 第三次出動の場合

本部	20名 (消防長以下17名、消防団長以下3名)	
神崎地区	46名 (第2分団全員)	久慈川
額田地区	46名 (第3分団全員)	久慈川
木崎地区	46名 (第4分団全員)	久慈川
瓜連地区	46名 (第8分団全員)	久慈川
菅谷地区	46名 (第1分団全員)	那珂川、久慈川
芳野地区	46名 (第5分団全員)	那珂川、久慈川
五台地区	46名 (第6分団全員)	那珂川
戸多地区	46名 (第7分団全員)	那珂川

#### (7) 堤防決壊時の通報

堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合、本部長は水防法第25条の規定により直ちにその旨を国土交通省、常陸大宮土木事務所、水戸戸土木事務所及び常陸太田土木事務所に連絡するとともに、はん濫が予想される方面の隣接市町村に通報する。

#### (8) 堤防決壊時の処置

本部長は堤防等が決壊したときは、水防工法のうち最も適した工法によってはん濫による被害の拡大を防止するものとする。

### 【事務局、消防班、那珂警察署】避難

#### (1) 避難の指示

洪水等河川のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、災害対策本部長は、防災行政無線、広報車等を活用して危険区域の住民に対し、立退き又は準備を指示する。

なお、この場合は那珂警察署長にその旨通知するとともに、必要に応じ応援を要請する。

#### (2) 避難場所

避難場所は、第3章第1款第5節「第2 避難生活の確保、健康管理」に定める市内避難所一覧（資料2-1）のとおりである。

## 2 避難場所 ※旧戸多小学校は、洪水時は使用しない

番号	地区	名 称	所在地	連絡先	避難所	避難場所			
						地 震	洪 水	土 砂 災 害	火 災
1	神崎	本米崎公民館	本米崎 1513	—	—	○	○	○	○
2		横堀公民館	横堀 1722-1	—	—	○	○	○	○
3	額田	額田中央公民館	額田北郷 612	—	—	○	○	○	○
4	戸多	宿農村集落センター	戸 3628-1	—	—	○	×	○	○
5	木崎	門部台農村集落センター	門部 2715-2	—	—	○	○	○	○
6	瓜連	静公民館	静 564-1	—	—	○	○	○	○
7		下大賀コミュニティセンター	下大賀 1526-1	—	—	○	○	○	○
8		古徳公民館	古徳 191-4	—	—	○	○	○	○
9		平野コミュニティセンター	平野 1800-333	296-3082	—	○	○	○	○
10		中里公民館	中里 583-5	—	—	○	○	○	○

## 3 福祉避難所

番号	法人名	施設名	所在地	連絡先
1	社会福祉法人 ナザレ園	特別養護老人ホーム ナザレ園	中里 342-3	296-0177
2		養護老人ホーム ナザレ園	中里 301	296-0315
3		盲老人ホーム ナザレ園	中里 345-2	296-0317
4		救護施設 ナザレ園	中里 322-2	296-1732
5		ナザレ園 デイサービスセンター	中里 342-7	296-3711
6		地域包括センター ナザレ園	中里 352-1	296-3405
7	社会福祉法人 豊潤会	特別養護老人ホーム ゆたか園	後台 2042-1	298-6399
8		デイサービスセンター ひまわり荘	後台 2042-1	298-5120
9	医療法人 社団青燈会	介護老人保健施設 ライブリーライフ那珂	菅谷 605-2	295-6835
10	社会福祉法人 青燈会	特別養護老人ホーム ひばりヶ丘	菅谷 528	295-1701
11		地域密着型施設 憇の杜	菅谷 533	295-2251
12	社会福祉法人 新世会	特別養護老人ホーム いくり苑那珂	菅谷 3799-6	352-0017
13	社会福祉法人 実誠会	なるみ園	飯田 2529-1	295-9100

資料2-1

市内避難所・避難場所一覧

1 避難所兼避難場所 ※避難所◎は拠点避難所

番号	地区	名 称	所在地	連絡先	避難所	避難場所			
						地 震	洪 水	土 砂 災 害	火 災
1	神崎	旧本米崎小学校	本米崎 2706-1	—	○	○	○	○	○
2		横堀小学校	横堀 1502-1	298-0255	○	○	○	○	○
3		ふれあいセンターよこぼり	横堀 1526-1	270-8007	◎	○	○	○	○
4		笠松運動公園	向山 1280-1	202-0808	○	○	○	○	○
5	額田	第二中学校	額田南郷 2386-4	298-1045	○	○	○	○	○
6		額田小学校	額田北郷 311	298-6838	○	○	○	○	○
7	菅谷	菅谷小学校	菅谷 2378-1	298-0004	○	○	○	○	○
8		菅谷西小学校	菅谷 4542-1	295-2151	○	○	○	○	○
9		菅谷東小学校	菅谷 891-2	295-4007	○	○	○	○	○
10		第一中学校	後台 2547	298-0040	○	○	○	○	○
11		第四中学校	菅谷 2476	298-8767	○	○	○	○	○
12		総合保健福祉センター	菅谷 3198	270-8071	○	○	○	○	○
13		中央公民館	福田 1819	298-5680	◎	○	○	○	○
14	五台	五台小学校	東木倉 960-1	298-1109	○	○	○	○	○
15		水戸農業高等学校	東木倉 983	298-6266	○	○	○	○	○
16		那珂高等学校	後台 1710-1	295-2710	○	○	○	○	○
17		ふれあいセンターごだい	後台 1491-43	353-2666	◎	○	○	○	○
18	戸多	旧戸多小学校	戸 2297	—	○	○	×	○	○
19		那珂総合公園	戸崎 428-2	297-0077	◎	○	○	○	○
20	芳野	第三中学校	飯田 3645	298-1128	○	○	○	○	○
21		芳野小学校	飯田 3992	298-0127	○	○	○	○	○
22		ふれあいセンターよしの	飯田 307-1	295-2673	◎	○	○	○	○
23	木崎	木崎小学校	門部 2765	298-5421	○	○	○	○	○
24	瓜連	瓜連小学校	瓜連 1296	296-0021	○	○	○	○	○
25		総合センターらぼーる	古徳 371	296-1651	◎	○	○	○	○
26		瓜連体育館	古徳 310	296-0448	○	○	○	○	○
27		瓜連中学校	瓜連 1015	296-0049	○	○	○	○	○

## 第7節 安全確保対策

### 1 災害現場における安全管理の基本

災害現場は多くの危険要因を含んでいる。消防団員は自分の安全は自分で守ることを大前提として、災害現場では常に安全管理に配慮した活動を行わなければならない。

また、指揮者は自己の安全を図るとともに、部隊全体の安全管理を行わなければならない。

#### (1) 安全管理の基本

- ・消防団の装備、資機材でできる範囲の活動をする。(煙や炎のある建物及び延焼の恐れがある建物の屋内へは進入しない。)
- ・災害現場では、指揮者の命令に基づき行動する。
- ・単独行動はしない。
- ・自分の技術、体力を超えた活動はしない。
- ・自分の身は自分で守る。

#### (2) 指揮者としての安全管理

##### ・危険の排除

事故発生の危険性を感じたら、迷うことなく活動の中止、危険の排除、団員の退避などを指示する。

##### ・単独行動の厳禁

現場活動は、組織的に行なうことが原則である。単独行動をとらせない。

##### ・無理な活動は厳禁

活動する団員の知識、技術に応じた指揮命令を行い、決して無理な行動はとらせない。

##### ・活動後の確認

災害活動や訓練の終了時には、怪我の有無について確認する。

### 2 事前・事後対策と行動原則

#### (1) 事前対策

○装備資機材を安全に使用するため、使用方法に習熟しておくとともに常に点検を励行する。

○災害現場での安全行動を確保するため、水利の状況や空き屋情報・災害時要援護者情報等の地域の実態を把握し、周知徹底を図る。

○活動時の危険を回避するため、訓練等を積み重ねて本マニュアルの内容を徹底させ、日頃から安全教育を行う。

## (2) 事後対策

- 使用後の装備資機材は、再出動に備え必ず事後点検を行う。
- 活動終了後は、必ず当該活動について記録（別紙1「活動状況報告書」）するとともに安全面から検討を行い、以後の災害現場活動に活用する。
- 事故事例はかけがえのない教訓である。内容を詳細に検証して対応策を見出し、行動の指針として活かす。

## (3) 行動原則

- 旺盛な士気により、常に任務を完遂する気概を保持する。
- 指揮者の指示・命令を遵守する。
- 常に災害現場における自らの安全の確保に努めるとともに、相互の連絡を密にし、チームワークの保持に努める。
- 災害現場の状況が急変した場合等、指揮者の状況判断に必要な情報を直ちに報告する。
- 自己の行動内容及びその結果について、隨時指揮者に報告する。

## 第8節 地域の各種組織と消防団の連携

### 1 他の消防組織との関係

消防団は、地域社会における消防防災の中核的存在として、従来からの任務である消火活動はもちろんのこと、防火指導、イベント等での警戒、応急手当の普及指導等、地域に密着した幅広い活動を行う。

また、大規模災害時には地域密着性、要員動員力及び即時対応力を発揮し、効果的な災害情報の収集伝達、避難誘導等の災害防御活動を行う。

#### (1) 常備消防との関係

通常の火災では常備消防の活動が中心になることが多いことから、消防団はその補完的役割を果たすこととなる。また、予防面については各戸訪問等の一般家庭中心のきめ細やかな活動が期待される。

#### (2) 自主防災組織等との関係

消防団は、平常時には自主防災組織や自治会等に対して指導・育成を行う役割が期待される。

また、大規模災害時にあっては、高齢者や障害者など災害時要援護者を適切に避難誘導し安否確認を行うため、自主防災組織や自治会の協力を得ながら活動することが期待される。

#### (3) 自衛消防組織との関係

平素から消防団は、地域内の事業所等の自衛消防組織と密接な連携を図り教育訓練等の指導を行い、災害時には消防団主導のもと各組織を結集して防御活動にあたることが期待される。

令和 年 月 日

那珂市消防団長様

報告者 第 分団 第 部  
 階級  
 氏名

## 出動報告書

標記について、下記のとおり出動したので報告いたします。

出動日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
出動場所	那珂市
種別 (いずれかに○)	火災・風水害等の災害・搜索・広報指導・演習訓練等・その他
災害状況等	【火災】有(建物 件、車両 件、その他 件)・無 【家屋倒壊】有(棟)・無 【崖崩れ】有(箇所)・無 【その他】
活動概要	(消火活動等 放水の有・無)

## 出動者名(合計人数 名)

階級	氏名	出発地	消防車両同乗	要務地	活動時間	費用弁償額

# 入団届

令和 年 月 日現在

那珂市消防団長様

所属部名: 第 分団 第 部

ふりがな 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 ( 歳 )	
	血液型 ( )				
入団年月日	令和 年 月 日				
本 籍					
住 所	那珂市			Tel ( )	
職業分類 ※1	1. 農業 2. 林業 3. 漁業 4. 鉱業 5. 建設業 6. 製造業				
	7. 電気・ガス・熱供給・水道業 8. 運輸通信業 9. 卸売・小売業・飲食店				
	10. 金融・保険業 11. 不動産業 12. サービス業 13. 公務員(国・地方)				
	14. 特殊法人 15. 日本郵政グループ 16. 分類不能の産業 17. その他( )				
就業形態 ※2	1. 被用者 2. 被用者のある業主 3. 被用者のない業主 4. 家族従業者 5. 役員 6. 家庭内職者 7. その他				
勤務先等	(名 称) Tel ( )				
	(所在地)				
家族 の 状 況	氏 名	続 柄	生年月日	職 業	

※1.2 職業分類及び就業形態の欄は、該当する番号に○を付けてください。

※2 就業形態

被用者…雇われている方、被用者のある業主…雇用者がいる方、被用者のない業主…雇用者のいない方  
 家族従業者…家族のみの方、役員…役員の方、家庭内職者…家庭内で仕事をする方、その他…どれにも分類しないもの  
 サイズ

身長	体重	胸囲	ウエスト	帽子	靴	分団長	部 長
cm	kg	cm	cm	cm	cm		

警防課メールアドレス :syoubou-k@city.naka.lg.jp

入団後、上記アドレスに第〇分団第〇部、階級、名前(フルネーム)を入力し送信して下さい。

## 報償金振込先口座用紙

氏名:

住 所:

電話番号:

### « 振込口座 »

金融機関名	銀 行	
	農業協同組合	
店 名	本店・支店	
科 目	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※必ず本人の口座名義の金融機関でお願いします。

# 退 団 届

令和 年 月 日

那珂市消防団長様

那珂市消防団第_____分団第_____部

階 級 _____

氏 名 _____

下記の理由により退職いたしたく届出します。

<理由>

---

---

---

---

---

<確認欄>

分団長	部 長

## 退職報償金振込先口座用紙

氏名:

住所:

電話番号:

### 《振込口座》

金融機関名	銀行	
	農業協同組合	
店名	本店・支店	
科目	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※必ず本人の口座名義の金融機関でお願いします。

日常点検記録簿（第 分団第一部）

車両番号 (水戸)		一 )						
決 裁 欄	運行管理 者							
	整備管理 者							
	点検者							
点検箇所		点検月日						
ブレーキ		踏みしろ、ブレーキのきき						
		ブレーキの液量						
		空気圧力の上がり具合						
		ブレーキバルブからの排気音						
		駐車ブレーキレバー引きしろ						
タイヤ		空気圧						
		亀裂及び損傷						
		異常な摩耗						
		※溝の深さ						
バッテリー		※液量						
原動機		※冷却水の量						
		※ファンベルトの張り具合						
		※ファンベルトの損傷						
		※エンジンオイルの量						
		※原動機のかかり具合、異音						
		※低速及び加速の状態						
点火装置及び 方向指示器		点灯又は点滅具合						
		汚れ及び損傷						
ウインドウォッシャー 及びワイパー		※ウインドウォッシャーの液量						
		※ウインドウォッシャーの噴射状態						
		※ワイパーの拭拭状態						
ポンプ・儀装 その他の 他		○装備品						
		○投光機						
		○真空計						
		○連成計						
		○圧力計						
		○放水能力						
		○各部グリスアップ						
運行において異状が 認められた箇所		当該箇所に異状がないこと						
携行品		車検証一式						
◆ 不良箇所及びその処置					課長	係長		
					決裁			

【記入上の注意】

- 点検の良否は、異状のない場合はレ印、異状のある場合はX印をつける。
- ※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
- 印の点検は、火災時等に備え常に点検すること。

